

プレスリリース

反捕鯨団体シーシェパードによる妨害活動（第5報）

平成 24 年 1 月 21 日
財団法人日本鯨類研究所

1 月 21 日午前 7 時頃から 8 時頃（日本時間）までの間、第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPAII）船団に属する第二勇新丸（YS2）は、反捕鯨団体シーシェパード（SS）所属の妨害船スティーブ・アーウィン号（SI 号）による妨害を受けた。

午前 7 時頃、SI 号から降ろされたゴムボート 2 隻に乗った SS 活動家が YS2 に接近し、強力なランチャーを使って酪酸や塗料の入った瓶を約 20 発撃ち込んだ他、20 本以上の瓶を船に向けて投擲した。

YS2 はこれに対し、ボートの接近と妨害活動を思いとどまらせるために放水および音声による警告をくり返し行った。また、船体の安全を確保するため、船尾から接近警告用のブイを曳航してボートの接近を牽制した他、接近したボートに対し水を入れた消火器を用いて警告した。

これらの妨害行為により、船体が酪酸と塗料により汚損したが、乗組員の怪我は無かった。

今回 SS が用いたランチャーは、一昨年 of 妨害でも使用されて調査船乗組員 3 名が負傷しており、その後調査船に侵入して逮捕された活動家ピーター・ベスーンは、東京地裁にて傷害の罪で有罪判決を受けている。しかし SS は自分達の行動を反省することなく、危険な武器で再度調査船団乗組員を傷つける行為を厭おうとしない。

日本が実施している JARPAII は、国際捕鯨取締条約に基づく合法的な調査活動である。SS が行っている暴力的な妨害活動は、調査捕鯨に従事する我が国の船舶および乗組員の生命・財産を脅かすものであり、決して許されない。当研究所は、SI 号の旗国であるオランダおよび港を提供しているオーストラリア等の関係国が、SS の一連の犯罪的行為を放置すること無く、利用可能なあらゆる手段を講じて厳正に対処することを強く求める。

以上